

宮津市の企業等みなさん！

宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金のご案内

大学生の2人に1人が奨学金を利用しているとのデータがあります！
従業員の奨学金返済を支援して人材の確保・定着につなげませんか？

奨学金返済を支援します！！

企業負担額が **1/4** に！

※従業員へ支給される手当額の1/4を宮津市が支援します。 ※1,000円未満は切り捨て
詳しくは下の補助金イメージをご覧ください。

月 日 曜日 日直

「奨学金返済支援制度」とは？

企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで奨学金返済を支援する社内制度のことです。
京都府と京都府中小企業団体中央会が実施している奨学金返済支援制度について、**令和7年度から宮津市もこの制度を導入する中小企業等を支援しています。**宮津市内の事業者として**3社**がこの奨学金返済支援制度を導入しています。※令和8年6月11日 現在

対象者は下記の①～③にあてはまる方

- ① 中央会補助金の交付決定を受けていること ※
- ② 宮津市内に事業所を有する中小企業者等であること
- ③ 宮津市内の事業所に勤務している従業員がいること
- ④ 市税を完納していること

※ 雇用から**6年以内**の正社員(中途採用含む)であること
※ 従業員本人が奨学金を返済中であること
※ 府内の事業所に勤務していること

【中央会補助金の登録期間】

令和8年4月1日(水)～令和8年12月28日(月)

【中央会補助金の申請期間】

令和9年1月4日(月)～令和9年1月29日(金)



補助金イメージ

企業からの手当額が18万円の場合

従業員負担分 2万円	実質個人負担額 2万円
企業からの 手当額18万円	事業者負担4.5万円
	市補助金4.5万円
	中央会補助金 9万円

例) 支援対象企業者が従業員に対し、年間18万円を手当している場合は企業者負担額は**4.5万円**になります。



★「宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金」の交付を受ける場合は、「奨学金返済支援制度」を導入し、京都府中小企業団体中央会が実施する「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けている必要があります。

まずは「奨学金返済支援制度」の導入から！

奨学金返済支援制度の導入までの4STEP！

★京都府の制度導入に向けたサポート

奨学金返済支援制度の検討や社内規程整備に向けた出張相談を実施しています。

【「奨学金返済支援制度」の導入に関するお問い合わせ】

京都府商工労働観光部労働政策室 TEL：075-414-5494

STEP ①

社内規定の整備
京都府ホームページに
規定例を掲載しています。



STEP ②

社内規定を
京都府へ送付
(事前確認)

STEP ③

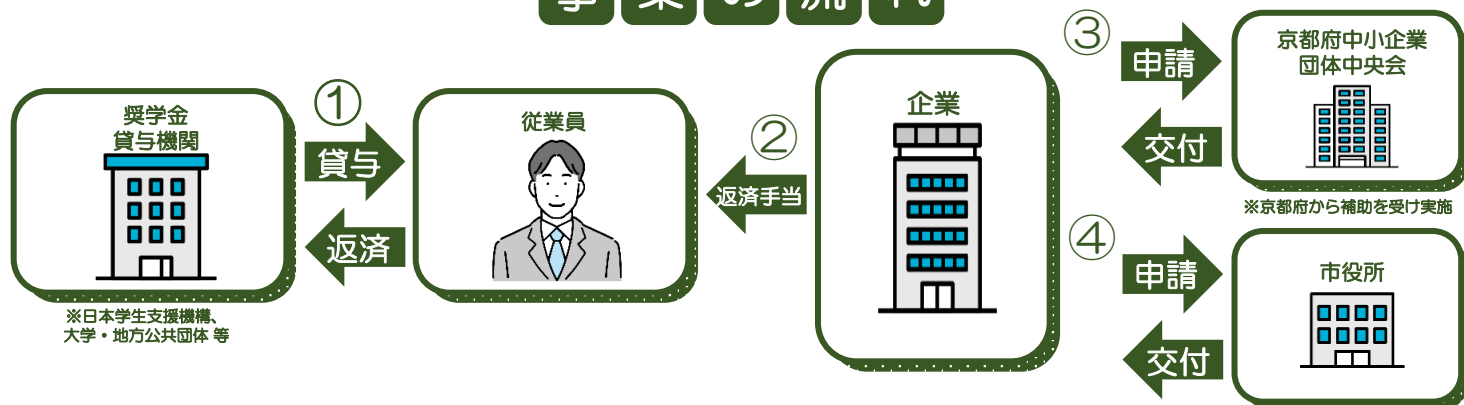
社内規定を
所轄労働基準
監督署へ提出

STEP ④

奨学金返済支援制度
導入企業届出書を
作成し、京都府へ送付

裏面へ続きます

事業の流れ



「宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金」交付申請までの4STEP！



申請の流れ

「宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金」の申請をされる事業所は、以下の交付申請書に係る必要書類を申請期間中に宮津市商工観光課商工係までご提出ください。

※「宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金」の交付を受ける前に、「中央会補助金」の交付決定を受けている必要があります。「中央会補助金」の交付決定には時間を要する可能性があるため、当市の補助金申請期間に間に合うように申請してください。

交付申請書類一覧

- (1) 宮津市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金交付申請書
- (2) 中央会補助金の交付に係る申請書及び添付書類の写し
- (3) 中央会補助金交付決定通知書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
 - ・ 市税の完納証明書
 - ・ 就労者の入社年度がわかる書類

補助対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

交付申請期間

中央会補助金交付決定日～令和9年3月19日(金)

実績報告書提出期間

令和9年3月31日(水)

お問い合わせ・申請先

宮津市
商工観光課商工係

〒626-8501
宮津市字柳縄手345-1
Tel : 0772-45-1663
E-mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

詳しくは市HPをご確認ください。
各種申請書様式もこちらから。

